

Tomorrow Minded Crew (TMC) 規約

第1条 名称

本会の名称は、"Tomorrow Minded Crew"とし、通称は"TMC"とする。

第2条 所在地

本会の所在地は、在任中の代表幹事自宅とする。

第3条 目的

- 1 本会の会員が、相互の出会いを通じ、健全な交友関係を広げること。
(「友愛」)
- 2 本会の会員が、相互の交流を通じ、各会員の有する知識および情報の交換を行うこと。(「知識および情報の交換」)
- 3 本会の会員が、本会の活動を通じて共に啓発し合い、自己の成長を図ること。(「啓発・成長」)
- 4 本会の会員が、自己の成長を背景に、本会の活動や各自の業務を通じて社会に貢献すること。(「社会貢献」)

第4条 運営の原則

- 1 本会は、特定の個人又は団体の利益を目的としてその活動を行わない。
- 2 本会の会員は、本会を、特定の政党及び宗教集団のために利用してはならない。
- 3 本会の活動は、全て各会員の自主活動であり、その活動の責任は全て活動を行った各会員に帰する。

第5条 会員

1 会員資格

第3条に定める目的に鑑み、会員は、時代の担い手としての自覚と誇りをもったビジネスパーソンとし、総会で定められた入会条件に合致する者とする。

2 入会日

幹事会が承認する日とする。

3 入会手続・審査

- ① 入会希望者は、幹事会の定める入会申込書等、所定の書類を幹事会に提出するものとする。
- ② 幹事会は、入会希望者が総会で定められた入会条件に合致しており、かつ、本規約の内容について十分理解し、承諾しているか等について、入会審査を行い、当該入会希望者の入会を承認する。
- ③ 幹事会の承認を得られた入会希望者は、入会金（金額については幹事会で定める）を支払わなければならない。ただし、会員の紹介およ

び幹事会の承認があれば、入会金は免除される。

4 退会

退会を希望する会員は、幹事会の定める書面をもってその旨を連絡し、幹事会の承認がなされた後、退会することができる。但し、退会は、当該会員の本会に関するすべての負債が完済されることを前提とする。

5 除名

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の過半数の承認をもって退会させることができる。除名された会員の再入会については、一切これを認めない。

- ① 本会の体面を傷つけ、又は規約に反する行動のあった者。
- ② 第1項の会員資格を満たさない者。
- ③ 会費納入義務を履行しない者。
- ④ その他会員として適当でないと認められる者。

第6条 月例会

- 1 本会の活動年度は、7月1日から翌年の6月30日までとする。
- 2 各年度（1年）に会員を入れ替えたグループを1単位として、月例会を定期的で開催し、これを本会の活動の中心とする。
- 3 各年度の月例会に関する全体的な進め方については、幹事会が審議・決定する。
- 4 月例会の進め方については、各年度の最初に各グループで決定する。
- 5 各グループの運営上の庶務は、グループ所属の会員で分担し、各会員は、原則として、各年度に1回以上は、月例会を主催するものとする。
- 6 月例会をキャンセルした会員は、キャンセルした時期等が適当ではない場合、主催者が定めるキャンセル料を支払わなければならない。

第7条 総会

1 総会の種類及び召集

- ① 総会は、年次総会及び臨時総会の2種類とする。
- ② 年次総会は、毎年7月中の幹事会が定めた日に開催されるものとする。
- ③ 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、又は会員の4分の1以上が会議の目的たる事項を示し開催を要求する場合、代表幹事がこれを召集する。
- ④ 総会の主たる審議項目、日時及び場所については、少なくとも開催予定日の10日前までに、全会員に対し通知されるものとする。
- ⑤ 総会の議長は幹事会の互選により決定する。

2 総会の成立及び議事・議決

- ① 総会は、会員（総会開催月の2ヶ月前に在籍する者）の2分の1以上の出席（代表幹事に委任したものも含む）により成立する。
- ② 総会の議事は、別に定めるものを除き、当日出席会員の過半数（代表幹事に委任した分も含む。）によってこれを決する。
- ③ 総会において、会員は各1票の議決権を有する。

3 総会の決議事項

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- ① 規約の変更
- ② 今年度の本会全体の活動計画及び収支予算の決定
- ③ 前年度の活動報告及び収支決算の承認
- ④ 幹事および監査役の選任
- ⑤ その他、特別に重要な事項

4 総会の議事録

総会の議事については、議事録を作成する。

第8条 その他の活動

- 1 各会員は、月例会の他に、各種イベントを幹事会の承認のもと、随時開催することができる。
- 2 各種イベントをキャンセルした会員は、キャンセルした時期等が適当ではない場合、各種イベント企画者が定めるキャンセル料を支払わなければならない。

第9条 幹事会

1 幹事会の任務

- ① 幹事会は、第10条に定める幹事（代表幹事を含む）より成り、本項第2号に定める任務を遂行するものとする。但し、幹事会の運営の必要性に応じ、事務局を置き、その任務の一部を事務局に委託することができる。
- ② 幹事会の任務を次のとおり定める。
 - ア 本会の運営とその総括。
 - イ 総会に付議する内容の審議・決定。
 - ウ 会員の入会・退会の手続。
 - エ 各種活動の企画・運営。

2 幹事会の開催

- ① 幹事会は、必要に応じて、代表幹事、または2名以上の幹事が、これを招集する。
- ② 幹事会には、監査役も出席する。

3 幹事会の議長

幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。但し、代表幹事が必要と認めたととき、もしくは代表幹事に事故があるときは、幹事の互選によって選任された幹事がこれにあたる。

4 幹事会の議事録

幹事会の議事については、議事録を作成し、代表幹事が、これを保管するものとする。

5 費用

幹事会は、予算をふまえ、幹事会が必要かつ相当と認めた会議等の費用については、本会の会費等から支出できる。

第10条 幹事

1 構成

幹事の構成は以下の通りとする。

- ① 代表幹事
- ② 担当幹事

2 幹事の資格及び選任

- ① 幹事は、本会の会員であることを要する。
- ② 代表幹事になろうとする会員は、前年度の幹事会の推薦、または、現会員の5人の推薦を受けなければならない。
- ③ 代表幹事は、年次総会において出席した会員（委任状により出席したとみなされる者も含む。）の過半数の決議のより、選任される。
- ④ 担当幹事は、会員の中から広く募るものとし、年次総会において出席した会員（委任状により出席したとみなされる者も含む。）の過半数の決議のより、選任される。

3 幹事の任期

- ① 幹事の任期は、その選任された日から翌年の年次総会にて、後任幹事が選任されるまでの間とする。
- ② いずれの幹事も再選を妨げないが、会活動をより活力あるものにしていくため、同一役についての在任期間は原則として3年までとする。
- ③ 在任期間中において幹事が退任した（本会を退会することにより幹事としての資格を失った場合も含む。）場合は、幹事会は欠員補充することができる。但し、欠員補充の場合は、次の年次総会にて、追認を受ける必要がある。
- ④ 幹事は、辞任した場合、後任幹事が就任するまでは、その任務を行うものとする。

4 幹事の任務

幹事は、会員の世話役として以下の任務を遂行する。

- ① 代表幹事は、本会を代表し、本会の運営に関して中心的な役割を果たすものとする。
- ② 担当幹事は、代表幹事と協力して、各活動を主宰するなど本会の運営を中心に遂行する。

5 引き継ぎの規定

幹事は、後任の幹事に、適切に業務の引き継ぎをしなければならない。

第11条 監査役

- 1 監査役は、本会会員の中から直前の期の幹事会により推薦され、年次総会にて承認されるものとする。
- 2 監査役は、本会の会計及び資産を監査・監督し、その結果を年次総会に報告する。
- 3 監査役の任期は、承認された日から翌年の年次総会にて、後任監査役が承認されるまでの間とする。
- 4 監査役は、再選を妨げない。
- 5 在任期間中において、いずれかの監査役が退任した（当該監査役が本会を退会することにより監査役の資格を失った場合も含む。以下、同じ。）場合、幹事会は、新たな監査役を選任しなければならない。
- 6 前項の場合には、次の総会において追認を受けなければならない。
- 7 監査役は、辞任した場合にあっても、後任監査役が就任するまでは、その任務を行うものとする。
- 8 監査役は、後任の監査役に、適切に業務の引き継ぎをしなければならない。

第12条 会費

- 1 会員は、本会の活動費用として、「会費」を納めることとする。
- 2 会費の具体的な金額及び支払時期については、総会で定める。
なお、いかなる場合も既納の会費は払戻さない。
- 3 前項の場合で、新入会員（再入会員も含む。）については、入会金を支払った場合には、入会初年度に限り、会費を免除することができる。

第13条 資産及び管理

1 資産の管理

本会の資産は、代表幹事がこれを管理し、その方法は幹事会の決議により定める。

2 予算及び決算

本会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は監査役による監査を経て、年次総会において承認を得なければならない。

3 会計年度

本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

4 保管書類

代表幹事は、会員名簿、規約をその責任において保管しなければならない。

第14条 解散及び残余財産の処分

1 本会は、本会の目的を十分に達成したと判断されるとき、もしくは達成できない特別の事由が生じたとき、総会において当日出席会員の過半数の同意をもって、解散することができる。

2 解散のとき存する残余財産は、総会の議決により決定する。

第15条 協議条項

1 本規約に定めのない事項で、本会の日常的な運営に関する事柄は、その都度、幹事会の協議によって、定める。

2 本規約に定めのない事項で、本会の重要な事柄は、総会によって定める。

附 則

・本会の設立当初の役員は、第10条第2項の規定にもかかわらず、設立準備委員の中から選出すべく総会の議に付するものとする。

・本規約は平成2年4月21日から効力を発する。

(平成3年6月1日より一部改正)

(平成4年5月23日より一部改正)

(平成5年6月12日より一部改正)

(平成6年7月2日より一部改正)

(平成9年7月12日より一部改正)

(平成11年7月3日より一部改正)

(平成13年7月14日より一部改正)

(平成16年2月28日より一部改正)

(平成17年7月16日より一部改正)

(平成19年4月21日より一部改正)

(平成19年7月21日より一部改正)

(平成28年7月9日より一部改正)